

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成21年11月6日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 三田農林株式会社

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 クロステラス盛岡 盛岡市大通三丁目4ほか

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の所在地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日 平成21年10月1日

(5) 変更の理由 住居番号及び小売業者の確定のため

2 届出年月日 平成21年10月15日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所